

## 水俣市空家等対策計画素案についてのパブリック・コメント

### 実施結果及び市の考え方について

「水俣市空家等対策計画素案」について、市民の皆さまからの御意見を募集しましたが、寄せられました御意見と、これらに対する市の考え方を下記のとおり掲載いたします。御意見をお寄せいただきありがとうございました。

#### 記

#### 1 募集期間

平成30年1月10日（水）～平成30年1月31日（水）

#### 2 閲覧場所

市役所仮庁舎内（1階：階段前、2階：総務課行政資料閲覧コーナー）、市立図書館、総合体育館、総合医療センター、ふれあいセンター、もやい館、おれんじ館、愛林館、湯の鶴温泉保健センター、市ホームページ

#### 3 御意見総数（意見提出者数）

提 出	1 件
郵 送	0 件
F A X	0 件（0 人）
Eメール	2 件（1 人）
計	3 件（2 人）

#### 4 御意見の取り扱い

意見を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの	0 件
今後の取り組みの参考とするもの	2 件
ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みのもの	1 件
その他	0 件

## 1 パブリック・コメント意見に係る市の考え方

No	項目名とページ	意見	市の考え方
1	7 P 第2章 空き家の現状と課題 4 空き家実態調査 (1) 調査結果 ③ 大字区域毎における空き家件数	<p>当該ページの表には、大字区域毎における空き家件数が記載され、また、次ページにはその分布が図示されてもいます。</p> <p>空き家が市内全域に存在していることを認知し、このことで施策の対象地区を市内全域とすることの基礎データとされました。</p> <p>さて、当該表に件数のみならず、大字区域毎の「人口数」と「戸数」を併記されては如何でしょうか。 理由)</p> <p>表からは、市周辺部・山間部の空き家割合が多いようにも読み取れます。</p> <p>大字区域毎の居住者の状況（人口数と戸数）を併記することで、比較可能な空き家の実態をより詳しく理解できると思います。また、「限界集落」を呈する大字区域と比較的人口密度が高い大字区域とでは、本計画上の行政サービスの施策メニューの選択に違いがでてくると思うからです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見につきまして、今回の空き家件数には、居住を目的とした建物以外に小屋・倉庫、専用店舗・事務所等の非居住の建物も含まれていますので、単純に居住者の状況との比較ができません。</p> <p>また、当市の「人口数」と「戸数」(※「戸数」につきましてはデータがなく、類似するものとして、「世帯数」があります。)につきましては、行政区単位でのデータとなり、この行政区は複数の大字区域にまたがっている場合も多いため、データ同士の整合性が図れないところでもありますので、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見における趣旨につきましては、参考にさせていただき、各種データを精査しながら、空家等対策に取り組んでいきたいと思っております。</p>
2	2 7 P 第5章 その他空家等に関する対策の実施に関する必要な事項	<p>項目3（啓発への重点的取り組み）として、水俣市ホームページに本件計画に関する「FAQ（よくある質問）」をアップすること、本件計画に関するリーフレットを作成・頒布することを記載されては如何でしょうか。 理由)</p> <p>FAQは疑問・質問等が項目毎に集約掲載されます。本件計画の場合、建築基準法、民法、地方税法など法令が広く関係してきます。自分自身の固有の疑問・質問等の他に、関連する事項にも広く意識が向くように誘導できると思うからです。</p> <p>また、本件計画はすべての市民に関係するものであり、あらゆる機会を捉えて情宣する必要があると思っております。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見につきましては、第4章「空家等対策の具体的な取組み」2「空家等対策を推進するための施策の内容」(1)「空家等の発生抑制・適切な管理の促進」①「所有者等への意識啓発」と重複するものと考えため、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見における内容につきましては、今後、空家等対策を進める中で、市民への意識啓発の具体的な取り組み手段として、参考にさせていただきたいと思っております。</p>
3	各項目に該当しないその他の意見	<p>湯の見地区にては、旅館の営業廃止にて、環境美化がされず、玄関口のごみの放置など、観光客への景観がみぐるしく感じます。</p> <p>空家の活用・解体の前に、美化作業などを、持ち主に、促すことはできないでしょうか。</p>	<p>このような空家等は、管理不適切空家等に該当すると思われませんが、管理不適切空家等につきましては、第4章「空家等対策の具体的な取組み」2「空家等対策を推進するための施策の内容」(3)「管理不適切空家等及び特定空家等への対応」①「管理不適切空家等への助言等」におきまして、所有者等に空家等の状態の改善等に向けた助言等を行うことで案に盛り込んでいます。</p>